

別表 1 （第 2 条関係）

区分		サービス種別
介護サービス事業所等	入所系	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設入所者生活介護、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、（介護予防）短期入所生活介護（空床型を除く）、（介護予防）短期入所療養介護（空床型を除く）
	通所系	通所介護（通所型サービス（総合事業）を含む。）、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
	訪問系	訪問介護（訪問型サービス（総合事業）を含む。）、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、居宅介護支援（介護予防支援を含む。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
障害者施設等	入所系	障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助、療養介護、短期入所（空床型除く。）、宿泊型自立訓練
	通所系	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援

別表 2

交付対象事業		交付対象者		基準額
区分	内容	区分	要件	
光 熱 費 支 援 事 業	光熱費の高騰による円滑なサービス提供体制の維持管理費の増額に対応するため、各施設の利用者数の規模等に応じて給付金を支給する。	1 介護サービス事業所等	令和6年12月1日以降町内に所在し、かつ当該給付金申請時に引き続き事業を実施している介護事業所等を運営する者。 ただし、地方自治体が直接運営する事業所を除く。	入所系 定員1人あたり 7,000円
		2 障害者施設等	令和6年12月1日以降町内に所在し、かつ当該給付金申請時に引き続き事業を実施している障害福祉事業所等を運営する者。 ただし、地方自治体が直接運営する事業所を除く。	通所系 定員1人あたり 3,000円 訪問系 1事業所 10,000円
燃 料 費 支 援 事 業	燃料費の高騰による円滑なサービス提供体制の維持管理費の増額に対応するため、訪問サービス等に使用している車両	1 介護サービス事業所等	令和6年12月1日以降町内に所在し、かつ当該給付金申請時に引き続き事業を実施している介護事業所等を運営する者。 ただし、地方自治体が直接運営する事業所を除く。	通所系・訪問系 ※1※2 自動車1台あたり 15,000円 原付等2輪 1台あたり 3,000円
		2 障害者施設等	令和6年12月1日以降町内に所在し、かつ当該給付金申請時に引き続き事業を実施している障害福祉事業所等を運営する者。 ただし、地方自治体が直接運営する事業所を除く。	入所系 ※1 自動車1台あたり 11,000円

	数に応じて給 付金を支給す る。			
--	------------------------	--	--	--

※1 申請可能な車両には、事業所所有のものとして、カーリースも含む。

※2 訪問系に該当する事業所は、申請する車両として、事業所所有以外の車両を訪問サービス等に使用し、車両の使用状況を反映した対価を事業者が負担している車両を含むことができる。

この場合、申請できる車両の数は、当該事業に係るサービス提供のため勤務した直接処遇職員の令和7年4月分の勤務実績の常勤換算後の人数（小数点以下に端数がある場合は、第1位を切り上げ）とする。